

中標津町の保育施設(認可保育所・地域型保育事業所)3号認定の利用者負担【保育料】月額表 《令和6年度保育基準額》

入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担（保育料）基準額			
階層区分	町民税所得割額	0歳児		1・2歳児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	町民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
第3階層	所得割額 48,600円未満	19,500円	19,300円	19,500円	19,300円
		【9,000円】	【9,000円】	【9,000円】	【9,000円】
第4階層	所得割額 57,700円未満	30,000円	29,600円	30,000円	29,600円
	77,101円未満※【軽減有】世帯のみ	【9,000円】	【9,000円】	【9,000円】	【9,000円】
	97,000円未満	30,000円	29,600円	30,000円	29,600円
第5階層	所得割額 169,000円未満	44,500円	43,900円	44,500円	43,900円
第6階層	所得割額 301,000円未満	61,000円	60,100円	61,000円	60,100円
第7階層	所得割額 397,000円未満	80,000円	78,800円	80,000円	78,800円
第8階層	所得割額 397,000円以上	104,000円	102,400円	100,080円	96,080円

※【 】内は、配偶者のない者・障害者のいる世帯など（軽減世帯）の場合です。

※小学校就学前の範囲において兄弟がいる場合は、認可保育所や学校教育法に規定する幼稚園を同時に利用する最年長の子どもから順に、

1人目は10割、2人目は半額、3人目以降は0円となります。【全国共通軽減】

※太枠内に該当する場合は、年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが無料になります。【北海道独自軽減】